

建築基準法施行規則第1条の3第1項に規定する図書の種類と明示すべき事項（抜粋）

1

図書の種類		明示すべき事項
(い)	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び屎し尿浄化槽又は合併処理浄化槽の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
	各 階 平 面 図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
	屎し尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図	屎し尿浄化槽又は合併処理浄化槽の形状、構造及び大きさ
(ろ)	2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造(法第62条第1項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造)
	2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
(は)	基 礎 伏 図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
	各 階 床 伏 図	
	小 屋 伏 図	
	構 造 詳 細 図	
(に)	使用建築材料表	令第20条の5第1項第三号に規定する内装の仕上げ（以下単に「内装の仕上げ」という。）に用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積
(ほ)	室内仕上げ表	建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
(へ)	法第52条第7項第二号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分（以下「道路に接して有効な部分」という。）の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、法第52条第7項第二号に規定する空地の面積、道路に接して有効な部分の面積及び位置、敷地内における工作物の位置並びに敷地の接する道路の位置
(と)	道路の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、前面道路及び前面道路が接続する法第52条第8項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長
(ち)	令第135条の6第1項第一号に規定する道路高さ制限適合建築物（以下「道路高さ制限適合建築物」という。）の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における道路高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置及び幅員、令第135条の9の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率（令第135条の5に規定するものをいう。以下同じ）

(り)	令第135条の7第1項第一号に規定する隣地高さ制限適合建築物（以下「隣地高さ制限適合建築物」という。）の配置図	縮尺，方位，敷地境界線，敷地内における隣地高さ制限適合建築物の位置，擁壁の位置，土地の高低，令第135条の7第3項に規定する高低差区分区域（以下「高低差区分区域」という。）の境界線，隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ，敷地の接する道路の位置，令第135条の10の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率
(ぬ)	令第135条の8第1項第一号に規定により想定する建築物（以下「北側高さ制限適合建築物」という。）の配置図	縮尺，方位，敷地境界線，敷地内における北側高さ制限適合建築物の位置，擁壁の位置，土地の高低，高低差区分区域の境界線，北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ，敷地の接する道路の位置，令第135条の11の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率
(る)	日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面(以下この表において「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線(以下この表において「測定線」という。)、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時まで(道の区域内にあつては午前9時から1時間ごとに午後3時まで)の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあつては午前9時から午後3時まで)の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線

(い)項，(へ)項，(と)項，(ち)項，(り)項，(ぬ)項又は(る)項に掲げる図書は併せて作成することができる。

【計算書又は認定書の写しを添付する建築物】

- ・ 施行規則第1条の3第1項表2及び表3による。

【確認の特例を適用する建築物】

- 1 「認定型式に適合する建築物」（法第6条の3第1項第二号）
 - ・ 施行規則第1条の3第5項第一号による。
- 2 「法第6条第1項第四号の建築物で建築士の設計」（法第6条の3第1項第三号）
 - ・ 施行規則第1条の3第5項第二号による。
- 3 「認証型式部材等」（法第68条の20第1項）
 - ・ 施行規則第1条の3第5項第三号による。

建築基準法施行規則第1条の3第3項に規定する図書の種類と明示すべき事項（抜粋）

図書の種類		明示すべき事項
昇降機	各階平面図	縮尺、方位及び昇降機の位置
	構造詳細図	昇降路の構造、レールの構造及び取付方法、つり合おもりの構造、原動機、制御機及び巻上機の設置状況、綱車又は巻胴の構造、かごの構造並びに安全装置の位置及び構造

		エスカレーター	取付方法、踏段及び手すりの構造並びに安全装置の位置及び構造
		小荷物専用昇降機	昇降路の構造、かごの大きさ並びに安全装置の位置及び構造
昇降機以外の建築設備	各階平面図		縮尺、方位及び建築設備の位置
	構造詳細図		縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法

福山市建築基準法施行細則（抜粋）

第9条 法第6条第1項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、省令で定めるもののほか、次の場合においては、当該各号に掲げる図書を添えて建築主事に提出しなければならない。

- (1) がけ附近の建築物及び工作物の場合 断面図(縮尺、擁壁の有無及び擁壁の構造並びにがけの高さ及びがけの上下端から建築物までの水平距離を明示すること。)
- (2) 地盤面と道路面等に高低差のある敷地の建築物の場合 断面図(縮尺、敷地の地盤面と道路面及び隣地の地盤面との高低差を明示すること。)